

大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	909円 (平成29年9月30日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910円 (平成29年11月30日)	次の業務に主として従事する方 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	910円 (平成29年11月30日)	
自動車小売業	910円 (平成29年11月30日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	912円 (平成29年11月25日)	
自動車・同附属品製造	914円 (平成29年11月30日)	
鉄鋼業	926円 (平成29年11月30日)	
塗料製造業	930円 (平成29年11月30日)	
		次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

賃金引上げを応援します！

- ・業務改善助成金のご案内(平成30年度)(中小企業向け)**
 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。
- ・キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内(中小企業以外も利用可能)**
 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。
- ・中小企業・小規模事業者向け無料相談のご案内**

裏面をご確認ください。

各種助成金等のご案内

業務改善助成金のご案内(平成30年度)(中小企業向け)

- ・ 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けられることができる制度です。
- ・ 生産性向上のための設備投資の例
 - 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
 - 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
 - パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係
(電話06-6941-4630) または厚生労働省ホームページまで

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・ 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けられることができる制度です。
- ・ 詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

中小企業・小規模事業者向け無料相談(平成30年度)

- ・ 最低賃金の引上げに向けた生産性向上を図る環境整備のほか、働き方改革を積極的に取り組んでいただく中小企業等事業者の皆様にご支援を行う相談窓口を設けております。
- ・ 予約制により、平日17時～19時及び土曜13時～17時も相談可能です。(本所のみ)
- ・ ご相談の内容によっては専門家の派遣も行っております。(本所のみ)

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

(受付:月曜日～金曜日 9時～17時)

- ・ 本所(大阪市) Tel:0120-79-1149
- ・ 堺出張所(堺市) Tel:0120-601-144

◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・ 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- ・ 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
- ・ 日給制の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
- ・ 月給制の場合 月給 \div 1か月平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額

◎ 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則が定められています。